

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2024・8・10

世界全体の7割

▽WIPO▽

生成AIの特許出願、中国が1位

世界知的所有権機関(WIPO)は、「生成AI(人工知能)に関する特許動向報告書」を発表した。

それによると、2014-23年の10年間の世界の生成AI関連の特許出願件数は5万4000件に達している。国別の特許出願件数を見ると、中国が3万8210件で1位、2位は米国の6276件、3位は韓国の4155件、4位は日本の3409件。

5位はインドの1350件で、対前年比56%増と高い伸び率を記録した。中国の出願件数は、米国の約6倍に上り、世界全体の約7割を占めている。

生成AIに関する特許は急増しており、2014年の出願件数は733件だったが、23年には1万4000件超となり、この1年だけで全体(2014-23年)の25%以上を占めている。

企業別では、IT大手の騰訊控股(テンセント)、保険大手の中国平安保険集団、インターネット検索大手の百度(バイドゥ)と中国系がトップ3を独占した。米国のIBMが5位、韓国のサムスン電子が7位、日本はNTTが13位、ソニーグループが20位だった。

アイリス製品の販売差止

▽花王▽

アイマスクの意匠権侵害で申し立て

大手日用品メーカーの「花王」は、自社製品とデザインが類似し、意匠権(登録1330629号)を侵害しているとして、生活用品メーカーの「アイリスオーヤマ」が販売する製品の販売差止めなどを求める仮処分を東京地方裁判所に申し立てたと発表した。

発表によると、花王は蒸気で目もとを温める「めぐりズム 蒸気でホットアイマスク」を2007年から販売している。アイリスオーヤマが販売する「モイスクル じんわりホットアイマスク」など4つの製品のデザインが「めぐりズ

ム 蒸気でホットアイマスク」に関わる重要な権利の一つである上記意匠権を侵害しているとして、東京地裁に販売差止めなどを求める仮処分を申し立てた。

花王によると、この製品は、不織布などでできたシートを目もとから耳にかけて装着するデザインや、発熱する素材を使っていることなどに特徴があるということだが、今回の仮処分申請は商品の形態(外観・見た目)に関するものになっている。

ご当地キャラクター

▽滋賀県彦根市▽

「ひこにゃん」の商標使用を無償化へ

滋賀県彦根市は、人気キャラクター「ひこにゃん」の商標使用を本年10月1日から無償化すると発表した。

彦根市は「ひこにゃん」について、これまでイラストや写真を商品などに使用する場合、販売業者から使用許諾料として売り上げ見込み額の3%を徴収していたが、さらなる商標使用の拡大と新規商品の発掘を図るため、商標使用料の無償化を図る実証実験を行った。



(商標登録第5104692号)

その結果、有償を継続した場合と比較して、新規契約件数が326件(1.41倍)、販売予定総額が4億1741万円(1.52倍)増加したとの報告が得られ、彦根市および「ひこにゃん」のブランディングの観点からも、商標使用を無償化した方が新たな商品開発の拡大や、地域経済への波及効果が期待できると判断した。

使用できるデザインは全部で45種類で、無償化の場合も使用には手続きが必要。

解説

進歩性の判断 (引用発明との間の相違点の認定)
知的財産高等裁判所 令和5年(行ケ)第10053号
特許取消決定取消請求事件
令和6年6月24日判決言渡

第1 事案の概要

原告らは、発明の名称を「ベリクル膜、ベリクル棒体、ベリクル、その製造方法、露光原版、露光装置、半導体装置の製造方法」とする特許第6781864号(本件特許。請求項の数:23)の特許権者である。本件特許に対する特許異議申立事件(異議2021-700369号)において取消理由通知(決定の予告)を受けた原告らは特許請求の範囲を訂正する訂正請求(本件訂正)を行った(請求項2、19-23は削除された)。特許庁は本件訂正を認めた上で、「特許第6781864号の請求項1、3-18に係る特許を取り消す。」との決定(本件決定)を下し、原告らが、本件決定の取消しを求める本件訴訟を提起した。

原告らが主張した取消事由1は「引用文献1を主引用例とする本件発明1、3-5の新規性の判断の誤り」、取消事由2は「引用文献1を主引用例とする本件発明(請求項1、3-18に係る発明の総称)の進歩性の判断の誤り」である。

本件決定が認定した本件特許の訂正後の請求項1に係る発明(本件発明1)と、引用文献1(Ivan Pollentier, et. Al., "EUV lithography imaging using novel pellicle membranes", Proc. Of SPIE Vol.9776 97762Q,2016年3月18日、甲1)に記載された発明(引用発明1)との間の[相違点1A]は以下の通り。

「カーボンナノチューブシートについて、本件発明1は『前記ベリクル膜は、厚さが200nm以下であり』、『前記カーボンナノチューブシートは複数のカーボンナノチューブから形成されるバンドルを備え、前記バンドルは径が100nm以下であり、前記カーボンナノチューブシート中前記バンドルが面内配向しており、下記条件式(1)を満たし、前記バンドル同士が絡み合った網目構造を有し』『(1)カーボンナノチューブシートの断面の制限視野電子線回折像において、前記カーボンナノチューブのバンドルの三角格子に由来する前記カーボンナノチューブシートの膜厚方向の、回折強度のピークとなる逆格子ベクトルにおける回折強度と、前記カーボンナノチューブシートの膜厚方向の前記ピークと重ならず、ベースラインとなる逆格子ベクトルにおける回折強度との差を、前記膜厚方向の前記ベースラインとなる逆格子ベクトルにおける前記カーボンナノチューブシートの面内方向の回折強度と、前記膜厚方向の回折強度のピークとなる逆格子ベクトルにおける前記カーボンナノチューブシートの面内方向の回折強度との差で除した比 R_B が0.40以上である』のに対し、引用発明1は、そのような構成が明らかでない点。」

以下では、条件式(1)を「 R_B 0.4以上事項」という。

本件決定は、「 R_B 0.4以上事項は、露光用ベリクル膜のバンドルが面内配向をしていることを特定しているものであるところ、引用発明1の『CNT(カーボンナノチューブ)』のバンドルも『複雑なネットワークを平面内に位置し』、面内配向をしている。」として、「相違点1Aは実質的なものではない。」としていた。

ここでは、本件決定が取り消された取消理由1、2に関する判断部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が異議2021-700369号について令和5年3月30日にした決定のうち、特許第6781864号の請求項1、3-18に係る特許を取り消した部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

取消事由1、2(引用文献1に基づく新規性、進歩性の判断の誤り)について

原告らが取消事由1、2を通じて主張するところの眼目は、引用発明1には本件発明の R_B 0.4以上事項の記載がないところ、こ

れらに係る本件発明1との相違点は実質的なものであり、かつ、引用発明1に R_B 0.4以上事項を持ち込むことは容易想到ともいえないという点に集約される。

R_B 0.4以上事項の有無は実質的な相違点か

ア 本件決定が認定した本件発明1と引用発明1の相違点1Aの中には「引用発明1では R_B 0.4以上事項の構成が明らかでない」点が含まれているところ、本件決定は、この R_B 0.4以上事項の有無に係る相違点は実質的な相違点ではないと判断した。

イ しかし、引用文献1には、 R_B の数値を特定する記載は一切なく、その示唆もない。また、CNT(カーボンナノチューブ)膜の面内配向性を R_B によって特定すること自体も、引用文献1その他の出願時の文献に記載されていたと認めることはできず、技術常識であったということもできない。

ウ 本件決定の上記アの判断は、 R_B の値が、0.40以上では面内配向しており、0.40未満では面内配向していないことを表す旨の本件明細書等の記載(【0104】)から、本件発明1の R_B 0.4以上事項が、CNTのバンドルが面内配向していることを特定するものであり、引用発明1は面内配向しているものを想定しているから、 R_B 0.4以上事項を満たすことになるとの理解に基づくものと解される。

しかし、本件発明1の特許請求の範囲に照らすと、CNTバンドルが面内配向しているという定量的構成(構成1C)と、 R_B 0.4以上事項というパラメータによる定量的構成(構成1D)は独立の構成となっており、本件明細書の【0104】等の記載を踏まえても、引用発明1のCNTバンドルが面内配向の特性を有しているからといって、 R_B 0.4以上事項を当然に満たすと判断することはできない。

エ 薄膜自立無秩序SWCNT(単層カーボンナノチューブ)シートであれば通常 R_B 0.4以上事項を満たしているとの被告の主張は根拠がない。

以上のとおりであって、本件決定には、 R_B 0.4以上事項を含む相違点1Aが実質的なものであることを看過し、引用発明1に基づき本件発明1、3-5が新規性を欠くとした誤りがあり、取消事由1は理由がある。

取消事由2(引用文献1を主引用例とする進歩性の判断の誤り)について

本件決定が認定した本件発明1と引用発明1との相違点1Aには R_B 0.4以上事項の有無が含まれるところ、引用文献1には、 R_B の数値を特定する記載は一切なく、その示唆もないこと、CNT膜の面内配向性を R_B によって特定すること自体も、引用文献1その他の出願時の文献に記載されていたと認めることはできず、技術常識であったということもできないこと、薄膜自立無秩序SWCNTシートであれば通常 R_B 0.44以上事項を満たしているとの被告の主張が採用できないことは前述のとおりである。

そうすると、他に副引用例が提出されているわけでもない本件において、当事者が相違点1Aに係る本件発明1の構成を容易に想到することができたといえず、引用発明1に基づき本件発明1の進歩性を否定した本件決定の判断には誤りがある。よって、取消事由2は理由がある。

以上のとおり、取消事由1、2はいずれも理由があるから、本件決定中、請求項1、3-18に係る部分を取り消すこととし、本文のとおり判断する。

第4 考察

進歩性の判断は、審査を受けている発明と主引用発明との間の一致点、相違点を認定した後、相違点に関して、副引用例を適用する等によって、本件発明に容易に想到できたとする論理付けを行えるか否かを判断するものである。

主引用例記載の発明と審査を受けている発明と間の一致点、相違点の認定は進歩性判断の出発点であり、ここで間違えると結論に大きな影響が生じる。

「実施的な相違点ではない」として特許庁の認定に誤りがあるとして「進歩性欠如で特許を取り消す」とした特許庁の決定が取り消された。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

「J-PlatPat」の特許文献 アクセス状況を公表

■INPIT■

工業所有権情報・研修館（INPIT）は、令和5年度の特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）における特許文献へのアクセス状況を取りまとめた。J-PlatPatのアクセス状況を公表することはINPITにとって初の取組みという。「注目される特許や技術のトレンドの把握に活用されるとともに、知財が身近でない方の産業財産権情報への関心の拡大を図ること」が公表の狙いの一つにあるとされている。

J-PlatPatにおける特許文献へのアクセス数は、特許文献に記載されている技術自体やビジネス上の注目度等、社会的な関心を示唆する一つの指標

といえる。今回、INPITでは、特許文献へのアクセス状況について、「登録特許アクセスランキング」「出願年分布」「テーマコード上位10テーマ」「FI（サブクラス）上位10分類」「FI（メイングループ）上位10分類」の観点でまとめた。

令和5年度分のアクセス状況の登録特許ランキングによると、1位となったのは、コナミデジタルエンタテインメントの「ゲーム管理装置及びプログラム」（特許5814300）。2位はコクヨの「消しゴム」（特許4304926）。このほか、デジタルスポーツで使われる「スポーツ交戦装置」（特許6062592）、切り餅の特許権をめぐる裁判で争われた越後製菓の「餅」（特許4111382）などが上位に入っている。

詳細は工業所有権情報・研修館（INPIT）HP https://www.inpit.go.jp/j_platpat_info/access_r05-02.pdf

●登録特許アクセスランキング●

順位	登録番号	出願日	発明の名称	出願人
1	特許 5814300	2013/ 5 /31	ゲーム管理装置及びプログラム	株式会社コナミデジタルエンタテインメント
2	特許 4304926	2002/ 7 / 5	消しゴム	コクヨ株式会社
3	特許 6062592	2016/ 7 / 6	スポーツ交戦装置	本村 隆昌
4	特許 4182222	2004/ 3 /31	音と光を同時に発する無電源型発光装置	独立行政法人産業技術総合研究所
5	特許 7028491	2021/ 6 /22	車両用タイヤのトレッド部	山田みゆき
6	特許 6818174	2020/ 6 / 5	抗ウイルス及び他の効果を有するウェアラブル光線治療器	ソールエトルーナ ホールディングス インコーポレーテッド
7	特許 4589050	2004/ 8 / 5	ジエステル及び油剤、並びに化粧料及び皮膚外用剤	日本精化株式会社
8	特許 4111382	2002/10/31	餅	越後製菓株式会社
9	特許 4315607	2001/ 3 /19	冷菓及びその製造方法	株式会社ロッテ
10	特許 7317385	2021/ 3 /11	履物	岸原工業株式会社

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

企業の研究開発費の動向 増額した企業は49.2%

■文部科学省調査■

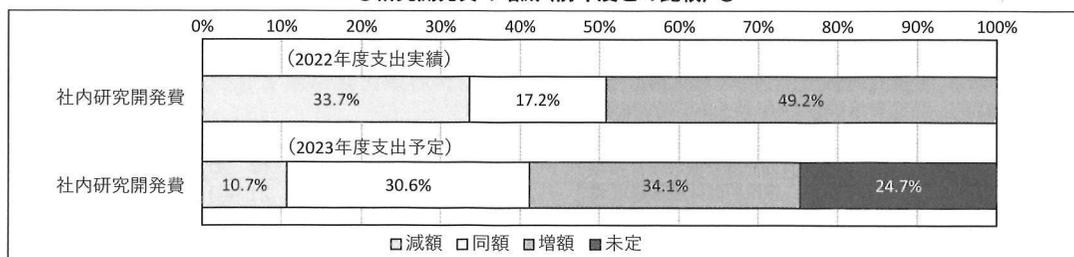
文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）は、「民間企業の研究活動に関する調査」の2023年度調査結果を取りまとめた。

2022年度及び2023年度における研究開発費の増減（いずれも前年度と比較した増減）をみると、社内研究開発費を前年度より増額したと回答した割合が49.2%と最も多く、減額した割合（33.7%）や前年度と同額とした割合（17.2%）を上

回っている。また、2023年度の予定や方針についても、前年度よりも増額すると回答した割合（34.1%）が最も高いことが分かった。

また、新卒の研究開発者を採用した企業の割合は2022年度に42.0%であり、2年連続で減少。新卒の博士課程修了者の採用は4年連続で減少していたが、2022年度は増加に転じた。採用時に修士号取得者を優遇する企業の割合は58.8%、博士号取得者を優遇する企業の割合は37.7%だった。また、研究開発者としての就業体験に関するインターンシップを実施する企業の割合は、大学学部等、大学院修士課程、博士課程のうち、大学学部等の32.3%が最多だった。

●研究開発費の増減（前年度との比較）●



出典：文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査報告2023」

審 決 紹 介

本願商標「LE MONT CARMEL」は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2022-9774、令和6年5月9日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「LE MONT CARMEL」の欧文文字を標準文字で表してなり、第18類「かばん金具、がま口金具、蹄鉄、毛皮、皮革製包装用容器、ベトナム被服類、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、傘」を指定商品として、令和3年9月10日に登録出願されたものである。

本願は、令和3年11月4日付けで拒絶理由の通知がされ、同年4月18日に意見書が提出されたが、同年4月5日付けで拒絶査定がされ、これに対して、同年6月25日に拒絶査定不服審判が請求されたものである。

2 原査定の拒絶の理由（要旨）

原査定は、「本願商標は、「LE MONT CARMEL」の欧文文字を表してなり、当該文字は、イスラエル国にある「カルメル山」のフランス語表記であり、カルメル山は、2012年に登録された世界遺産である「人類の進化を示すカルメル山の遺跡群：ナハル・メアロット（ワディ・エルムガール）の洞窟群」がある場所であり、世界遺産は、世界遺産条約に従い「顕著な普遍的な価値」を有するものとして選定され、これを保護する義務が同条約の締約国に生じるものであり、我が国も世界遺産条約の締約国になっている。そうすると、世界遺産として登録された遺跡を認識させる本願商標について、一私人である出願人に登録を認め、その指定商品について使用をする権利を専有させることは、これを人類全体のための世界の遺産として保護・保存する活動を行ってきたユネスコやイスラエル国への権威・尊敬を害し、かつ、イスラエル国を含む世界遺産条約の締約国の国民の感情を害すおそれがあり、加えて、我が国とイスラエル国及び世界遺産条約の締約国の友好関係にも影響を及ぼしかねず、国際信義にもとるおそれもある。したがって、本願商標は、公の秩序又は善良の風俗を害すおそれがある商標であるから、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「LE MONT CARMEL」の欧文文字を標準文字で表してなるものであり、その構成中「LE」の文字（語）はフランス語の定冠詞であり、また、「MONT」の文字（語）は「山」を、「CARMEL」の文字（語）は「パレスチナの山Carmel.カルメル会修道院。」を意味するものとしてフランス語の辞書に記載されているものである（株式会社旺文社発行「旺文社ロイヤル仏和辞典【第2版】」）。

また、地名辞典において、「カルメル山 Carmel. Mount」が「イスラエル北西部の岩山。…“近東のナガリ”と呼ばれ、景観は美しい。預言者エリヤの僧院がある。…南麓の洞穴でネアンデルタール人の化石を発見。」として収録されている（株式会社三省堂発行「コンサイス外国地名事典<第3版>」）。

そうすると、「LE MONT CARMEL」の文字は、イスラエル国の山である「カルメル山」をフランス語により表記したものである。

また、原審において示した証拠及び職権による調査によれば、イスラエル国の世界遺産（文化遺産）として2012年に「人類の進化を示すカルメル山の遺跡群」：ナハル・メアロット/ワディ・エルムガール渓谷の洞窟群が登録され、当該世界遺産（文化遺産）は、カルメル山西側斜面にある渓谷の4つの洞窟であることが認められる。

そうすると、世界遺産として登録されたものは、カルメル山それ自体ではなく、カルメル山西側斜面にある渓谷の洞窟群であるといえる。

さらに、「LE MONT CARMEL」の文字が、当該世界遺産（文化遺産）を指称するものというべき事情は見いだせず、当該世界遺産（文化遺産）を認識させるというべき事情も見いだせない。

してみると、「LE MONT CARMEL」の文字からなる本願商標は、当該世界遺産（文化遺産）を表したものであることはできず、当該世界遺産（文化遺産）を認識させるものということもできない。

したがって、本願商標を登録することが、ユネスコやイスラエル国の権威・尊敬を害するとはいえず、世界遺産条約の締約国の国民の感情を害すおそれ

があるともいえず、国際信義に反するおそれがあるともいえない。他に、本願商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものというべき事情は見いだせない。したがって、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

本願商標「はあとねいる」は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2023-5457、令和6年5月13日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和4年4月28日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和4年10月11日付け：拒絶理由通知書

令和4年11月25日受付：意見書

令和4年12月21日付け：拒絶査定

令和4年4月5日受付：審判請求書

2 本願商標

本願商標は、「はあとねいる」の文字を標準文字で表してなり、第44類「ネイルケア美容、ネイルアートを主とする美容、爪の美容、爪の美容に関する情報の提供、爪の美容に関する指導及び助言、美容、理容、手・指・腕のマッサージ、栄養の指導、爪の美容院用の機械器具の貸与及びこれに関する情報の提供」を指定役務として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由

本願商標は、「はあとねいる」の文字を標準文字で表してなること、その構成中「はあと」の文字は「ハート」を容易に想起させるものであり、「ねいる」の文字は「爪。」を意味する語だから、本願商標は全体として「ハートのようなデザインの爪」ほどの意味合いを表す。

そして、本願商標の指定役務を取り扱う業界において、「ハートネイル」の語が上記意味合いを指称するものとして一般的に使用されている。

そうすると、本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者は、「ハートのようなデザインの爪に関する役務」であることを認識するにとどまるから、本願商標は、単に役務の質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記役務以外の役務に使用するとき、役務の質の誤認を生ずるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「はあとねいる」の文字を標準文字で表してなること、その構成文字は、同種文字を、同じ大きさ及び書体で、間隔なく、横一列にまとまりのよい構成よりなるものであるから、全体で一連一体の語を表してなると看取できる。

そして、本願商標の構成文字は、原審が指摘するような「ハート」及び「ネイル」の文字に通じる可能性があっても、長音を使用せずに全てを平仮名表記してなるから、構成文字全体としては、特定の意味を有する成語に直ちに通じるものではなく、具体的な意味合いは、直ちに認識、理解できない。

また、当審において職権をもって調査するも、本願商標の指定役務に係る業界において、「はあとねいる」の文字が、役務の質等を具体的に表示するものとして取引上一般的に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を役務の質等を表示したものと認識するといふべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定役務について、役務の質を普通に用いられる方法で表示する標準とはいえず、また、役務の質の誤認を生ずるおそれはない。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当しないから、本願商標がそれらに該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 663513号～第 665390号
〃 50(1975)年	商標登録第1101713号～第1104599号
〃 60(1985)年	商標登録第1738610号～第1743673号の1
平成7(1995)年	商標登録第2702302号～第2703396号
平成7(1995)年	商標登録第3018207号～第3022291号
平成17(2005)年	商標登録第4829379号～第4836641号
平成27(2015)年	商標登録第5730404号～第5737998号

各年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和3年9月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは8月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和6年5月分	21,961	13,534
前 年 比	103%	100%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。